# ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度
# 駐車場整備・運用マニュアル

（令和７年４月版）

岐阜県健康福祉部地域福祉課

TEL：058-272-8261
FAX：058-278-2651
E-mail:c11219@pref.gifu.lg.jp

## 制度の概要

車椅子使用者用駐車区画については、バリアフリー法により整備が促進されている一方で、障がいのない人が駐車すること等により、障がいのある人が駐車できない問題が発生していました。

こうした課題に対応するため、車椅子使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画（プラスワン区画）を対象に、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する制度です。

全国４３府県で導入済み（令和７年３月末現在）で、制度を導入している府県間で相互利用が可能です。

**【利用証の交付対象者】**

<table>
<tr><th colspan="4">対象者区分</th><th>対象要件</th></tr>
<tr><td rowspan="11">身体障がい者</td><td colspan="2">視覚障害</td><td></td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴覚障害</td><td colspan="2">聴覚障害</td><td>3 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>5 級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>6 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>5 級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性運動機能障害</td><td colspan="2">上肢機能</td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動機能</td><td>6 級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内部障害</td><td colspan="2">心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸の機能障害</td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>4 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">要介護高齢者等</td><td>要介護 1 以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">知的障がい者</td><td>A1、A2</td></tr>
<tr><td colspan="4">精神障がい者</td><td>2 級以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">難病患者</td><td>特定疾患医療受給者<br>小児慢性特定疾病医療受給者<br>特定医療費（指定難病）受給者</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">妊産婦等</td><td>単胎児（産後 2 年まで）</td></tr>
<tr><td>多胎児（産後 3 年まで）</td></tr>
<tr><td colspan="4">けが人等</td><td>医師に歩行困難と診断された者</td></tr>
</table>

## １．対象駐車場の種類

本制度における対象駐車場は、車椅子を使用する方が主に使う「車椅子使用者用駐車区画」と、車椅子は使用しないものの歩行が困難である方が主に使う「プラスワン区画」の２種類があります。

| 名　　称 | 車椅子使用者用駐車区画 | プラスワン区画 |
|---|---|---|
| 幅　　員 | 3.5m 以上 | 概ね 2.5m 以上 3.5m 未満 |
| 位　　置 | 建物の出入口に近い位置 | 建物の出入口に近い位置 |
| 駐車場に表示するマーク | | |
| 整　　備 | 新たな整備は要しない<br>（国際シンボルマークが表示された既存の駐車区画を利用） | **可能な範囲で新たに整備していただきたい駐車場** |
| 利用証の種類 | <br>車椅子を利用される方 | <br>車椅子を利用されない歩行困難な方 |

**いずれも利用可能**

**※必要に応じて車椅子使用者用駐車区画も利用可**

## ２．対象駐車場の整備について

### （１）車椅子使用者用駐車区画

○既に駐車場を整備済みの施設は、車椅子使用者用駐車区画について新たに整備し直す必要はありません。既存の車椅子使用者用駐車区画を本制度の対象駐車場として登録してください。

○新しい施設を建設する等、これから駐車場を整備する施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）や、岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 10 年岐阜県規則第 63 号）に規定された基準に従って整備をしてください。

### （２）プラスワン区画

○既存の駐車場のうち、建物の出入口に近い位置にある駐車ますをプラスワン区画として登録し、整備してください。整備については、「３．プラスワン区画の表示方法」を参考に、プラスワン区画であることが分かるような表示をしてください。

○整備台数は、下表を参考に各施設の利用状況に応じて可能な範囲内で整備してください。目安なので、必ずこの台数を整備しなければならないというものではありません。

| 全駐車場台数 | プラスワン区画<br>整備目安台数 |
|---|---|
| ～50 台 | 1 台以上 |
| 51～100 台 | 2 台以上 |
| 101 台～150 台 | 3 台以上 |
| 151 台～200 台 | 4 台以上 |
| 201 台～ | 5 台以上 |

この表は、バリアフリー法の「建築物移動等円滑化誘導基準」の車椅子使用者用駐車施設の整備台数を参考に示したものです。

※全駐車場台数は来客用のみとし、従業員用の駐車場の数は含まないものとする。

○プラスワン区画は、車椅子使用者用駐車区画やその他の独自のマークのある駐車ますと重複して同じ駐車ますに設置することはできません。

○駐車場の幅員は概ねの数字であるため、2.5m に満たない場合や、3.5m を超える駐車場でもプラスワン区画として設置してよいものとします。

## （３）その他

○（１）、（２）の駐車場の他に、県独自の制度として「妊婦・乳幼児連れ駐車場」があります。ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の対象駐車場ではありませんが、駐車場を整備する際は、別の駐車ますに妊婦・乳幼児連れ駐車場を整備することをあわせてご検討ください。

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 妊婦・乳幼児連れ駐車場 |
| 幅　　員 | 3.5m 以上が望ましい |
| 位　　置 | 建物の出入口に近い位置 |
| 駐車場に表示するマーク | |
| 対 象 者 | 妊娠中の方、ベビーカーを使用している方等 |
| 届　　出 | 整備した場合は、岐阜県子ども・女性部子育て支援課へ届け出てください。 |

## ３．プラスワン区画の表示方法

プラスワン区画は、以下に示すいずれかの方法か、それぞれの方法を組み合わせる等により表示してください。

（１）三角コーンによる表示

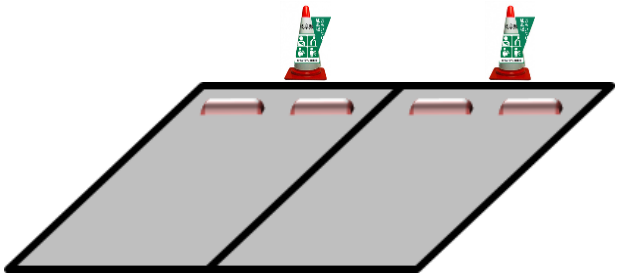

○県が提供するコーンカバーをお使いください。
○強風の際、飛ぶ恐れがありますので管理に十分ご注意ください。

（２）路面シートによる表示

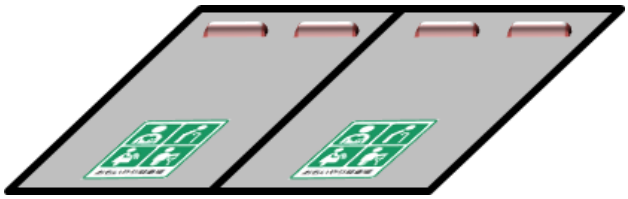

○運転者から見やすいよう、できる限り車路側の近くに表示してください。
○縦 1.2m×横 1.0m 以上の大きさを推奨します。
○路面シートの表示内容のデータを提供しますので、必要があればご連絡ください。

（３）スタンド看板・立て看板による表示

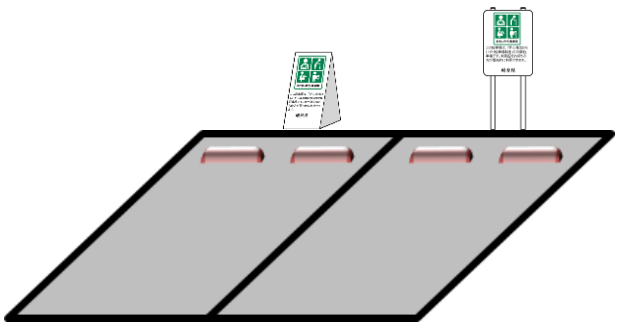

○ステッカーの表示内容をデータで提供しますので、必要があればご連絡ください。

## ４．協力いただきたい事項

以下のことについて、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

○チラシ・ポスターの掲示等、施設利用者への制度周知。

○利用証の掲示がない車や、有効期限が過ぎた利用証を掲示した車が、本制度の対象駐車場に駐車している場合は、注意喚起文書（県ホームページからダウンロードできます。）をワイパーに挟み込む等して、制度の周知にご協力ください。

○駐車場の管理のために警備員を新たに配置することまでは必要ありませんが、すでに警備員がいる施設でご協力いただける場合は、本制度の対象駐車場の利用希望者に対して、案内誘導や制度の周知等の対応をお願いします。

**＜留意事項＞**

○本制度は、利用証の交付により対象駐車場を利用することができる方を明確にすることで、適正な駐車場の利用を促進するための制度ですが、利用証をお持ちでない方の中には、利用証の交付要件に該当しない歩行困難な方や、単に制度のことを知らない歩行困難な方等がいます。そのような方には、対象駐車場への駐車を禁止するのではなく、状況を確認した上で駐車していただく等、柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

○他府県においても同様の制度（一般的には「パーキングパーミット制度」と呼ばれる）を実施しており、岐阜県の利用証のデザインとは異なる利用証があります。他府県の交付する利用証があった場合は、本制度の利用証と同じ取り扱いとしてください。

## ５．対象駐車場の登録の流れ

本制度の趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は、以下の流れに従って対象駐車場の登録をしてください。

① 登録届出書の提出

「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度　駐車場登録届出書」に、制度の対象駐車場として登録いただける車椅子使用者用駐車区画の台数、プラスワン区画の台数等を記入のうえ、メール又は FAX で県地域福祉課へ提出してください。

対象駐車場であることを表示するための資材（三角コーン・コーンカバー・重り）を送付します。

② 対象駐車場の整備

「３．プラスワン区画の表示方法」により、対象駐車場を整備し、適切に運用されるよう管理してください。

③ 県ホームページへ掲載

提出いただいた駐車場登録届出書の情報を、県ホームページに掲載します。

## ６．Q&A

### 【駐車場の整備】

問１　対象駐車場の登録は義務か。

→　義務ではありませんが、制度にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

問２　車椅子使用者用駐車区画、プラスワン区画のうち、いずれか一方の登録でも可能か。

→　可能です。ただし、既存の車椅子使用者用駐車区画がある施設については、車椅子使用者用駐車区画の登録と合わせて、プラスワン区画の整備と登録にもできる限りご配慮いただきますようお願いします。車椅子使用者用駐車区画がない施設については、駐車ますを引き直すことが難しいと考えられるため、プラスワン区画の登録だけでも良いものとします。

問３　駐車場が狭く、プラスワン区画を整備することで一般の方の駐車スペースを圧迫してしまうが、目安台数のとおり整備しなければいけないか。

→　プラスワン区画整備目安台数は参考の台数であり、必ず目安台数のとおり整備しなければいけないというものではありません。各施設の利用状況を勘案して可能な範囲で協力いただきたいと考えます。

問４　施設に複数の出入口がある場合、どこにプラスワン区画を整備したらよいか。

→　それぞれの出入口付近に分散して整備することが望ましいです。

### 【駐車場の管理】

問５　利用証がないと制度の対象駐車場は利用できないのか。

→　基本的には、交付対象者が対象駐車場に駐車する際、車内のルームミラー等に利用証を掲示しなければなりません。しかし、利用証は対象駐車場の「優先利用ができる」ことを示すものであり、必ず利用証がなければ対象駐車場を利用できないというものではありません。

問 6　利用証を所持していない方（制度を知らない方、利用証の交付対象者ではない歩行困難な方、パーキングパーミット制度を実施していない他県から来た方等）が、歩行困難を理由に対象駐車場を利用したい旨を言われた場合、どのように対応すればよいか。

→　利用証がないことを理由に対象駐車場の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、対象駐車場に案内してください。制度を知らない方には、利用証の取得を案内してください。

問 7　国際シンボルマークのステッカーが貼ってある車が、対象駐車場へ駐車している場合の対応はどうすればよいか。

→　国際シンボルマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示すマークであるため、車に表示することは本来の主旨とは異なります。また、このステッカーは、カー用品店や百円ショップ等誰でも購入することができ、真に障がい者等用駐車場を必要としている方であるかどうかが判別できません。本制度の対象駐車場に国際シンボルマークのステッカーが貼ってある車が駐車している場合は、注意喚起文書等により制度の周知にご協力ください。

問 8　有効期限を過ぎた利用証を掲示している車が、対象駐車場へ駐車している場合の対応はどうすればよいか。

→　利用証の更新を促す注意喚起文書等により、利用証の更新の案内にご協力ください。

問 9　岐阜県公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章は、利用証の代わりになるか。

→　制度が異なるため、利用証の代わりとはなりません。

問 10　介助者がいる場合でも利用証は使用できるか。

→　介助者の有無に関わらず、利用証の交付対象者が乗車する場合に使用できます。家族だけの利用等、対象者本人が乗車しない場合は使用できません。

問 11　対象駐車場に一般の車が入れないよう、トラ柵等を設置しなくてよいか。

→　警備員等がいる場合そのような対応も考えられますが、制度の協力にあたり県としてそこまで求めることはしません。

問 12　対象駐車場を増やしたい又は廃止したい場合どうすればよいか。

→　県 HP から「駐車場登録届出書」又は「駐車場廃止届出書」の様式をダウンロードしてメール等にてご連絡ください。

## 【苦情へ対応】

問 13　「利用証があるのに駐車できない」という苦情への対応。

→　利用証は、対象駐車場に駐車できることを必ず約束するものではなく、満車の場合等は駐車できないことがあることを説明してください。利用証の裏面にも記載しています。

問 14　「利用証のない車が駐車している。移動させてほしい。」という苦情への対応。

→　利用証がなくても歩行困難な方がいる場合もあり、利用証がないからと言って、一概に駐車できないわけではないことを説明してください。利用証の裏面にも記載しています。また、当該車両には利用証の取得促進に向けた案内をする旨を説明して、注意喚起文書をワイパーに挟み込む等をしてください。